平成２８年（フ）第５９２３号
東京都港区東新橋２丁目10番７号
債務者　株式会社ジャパンアドプロダクション
代表者代表取締役　小笠原　正
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩元　雄哉
4　破産債権の届出期間　平成28年９月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９４５号
東京都大田区北糀谷２丁目９番５号
債務者　有限会社ウエルテゥエンティーテゥー
代表者代表取締役　稲葉　弘昭
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嵯峨谷　厳
4　破産債権の届出期間　平成28年９月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９５０号
東京都台東区北上野２丁目22番９号　ヴェルデ青山302
債務者　有限会社ケイエンドエムシー
代表者代表取締役　小菅　雅彦
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　彰仁
4　破産債権の届出期間　平成28年９月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９８３号
東京都渋谷区千駄ヶ谷２－10－６－101、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区神宮前４丁目25番６号　神宮前ビル
債務者　明聖産業株式会社
代表者代表清算人　矢野　明義
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　厚
4　破産債権の届出期間　平成28年９月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３号
千葉県鴨川市坂東805番地25
債務者　一和建設株式会社
代表者代表取締役　滝原　秀和
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹村　一成
4　破産債権の届出期間　平成28年９月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月29日午後１時30分
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第９６号
千葉県袖ケ浦市坂戸市場1794番地７
債務者　有限会社野村モータース
代表者代表取締役　野村　中一
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黄　　泰軫
4　破産債権の届出期間　平成28年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月18日午後１時30分
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第５９８８号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目２番14号
債務者　バレリアンシューズ株式会社
代表者代表取締役　遠藤　三郎
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　賢一
4　破産債権の届出期間　平成28年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６号
京都府京丹後市網野町浅茂川246番地
債務者　三和株式会社
代表者代表取締役　田茂井正幸
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　破産債権の届出期間　平成28年10月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月13日午前10時
京都地方裁判所宮津支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３５１号
札幌市手稲区前田10条12丁目１番23号
債務者　白川　　一
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３６５号
札幌市南区川沿３条３丁目１番26号　永田コーポ
債務者　近藤　裕子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５号
福島県いわき市小名浜林城字水穴29番地
債務者　塚本　祥子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第１６６号
群馬県高崎市下之城町732番地１　フェニックスⅡ206号
債務者　関口　　肇
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２３１号
静岡県伊東市玖須美元和田700番地の２
債務者　**𠮷**島　美江
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２６４号
静岡県沼津市我入道南条寺75番地　サンライフ75・201号
債務者　小長谷　章
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４３号
三重県松阪市中央町580番地　コーポＹＯＵⅢ205、前住所三重県松阪市愛宕町379番地10
債務者　小林　秀行
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
津地方裁判所松阪支部